

議案第12号

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成28年甲賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委員等があらかじめ定められた農業委員会の計画にしたがって、農業委員会以外が主催する会議及び打合せへの出席並びに調査を行った場合は、日額5,000円を支給する」を「委員等の活動実績に応じて、規則で定める額を報酬として支給する」に改め、同条第3項を削る。

第4条第3項中「翌月の支給日、同条第3項に規定する報酬は翌年度の最初の支給日に」を「、規則で定める日に一括して」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月20日から施行する。

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>委員等の活動実績に応じて、規則で定める額を報酬として支給する</u>。</p> <p>(支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第2条第2項に規定する報酬は、<u>規則で定める日に一括して</u>支給する。</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和5年7月20日から施行する。</u></p> | <p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>委員等があらかじめ定められた農業委員会の計画にしたがって、農業委員会以外が主催する会議及び打合せへの出席並びに調査を行った場合は、日額5,000円を支給する。</u></p> <p>3 第1項に規定するもののほか、<u>委員等が前項の計画に基づく活動により、権利設定に導いた場合は、1件の権利設定につき5,000円以内で規則に定める額を支給する。</u></p> <p>(支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第2条第2項に規定する報酬は<u>翌月の支給日、同条第3項に規定する報酬は翌年度の最初の支給日に支給する。</u></p> |